

静岡県森町

2026-2030年度

# 第2次森町 男女共同参画計画



©komokomo

2026年3月

## はじめに



森町では、住民一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に参画し、それぞれが自立した個人として能力や個性を十分に発揮できる社会の実現を目指し、2016年度に「森町男女共同参画計画」を策定し、各種施策を推進してまいりました。

近年、少子高齢化の進行や働き方の多様化などにより、社会環境は大きく変化しております。こうした中、女性を取り巻く課題も複雑化・多様化し、配偶者等からの暴力をはじめ、生活上の困難に対するきめ細かな支援の必要性が一層高まっています。また、本町の調査では、子育て期に女性が離職するケースが半数以上、20～30代では6割以上に上っており、女性の職業生活における活躍の推進や、職場復帰に向けた支援が重要な課題となっております。

このたび策定いたしました「第2次森町男女共同参画計画」は、これらの現状と課題を踏まえ、男女共同参画社会基本法をはじめとする関係法令の趣旨にのっとり、今後5年間に本町が取り組むべき施策の方向性を明らかにするものです。

計画期間においては、女性の職業生活における活躍の推進、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の充実に重点的に取り組んでまいります。加えて、防災分野においてもジェンダーの視点を取り入れ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。さらに、性別にかかわらず、すべての人が心身ともに健康で、自分らしく生きがいを持って暮らせる「ウェルビーイング(well-being)」の実現を目指し、多様性を尊重し、誰もが幸福を実感できる社会づくりに取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現には、行政のみならず、事業者、団体、町民の皆さまが、それぞれの立場で役割を担い、連携・協働して進めることが不可欠です。本町といたしましても、本計画に基づき、関係機関等と連携を図りながら、施策を着実に推進してまいります。町民の皆さまにおかれましても、家庭、職場、地域など身近な場面において、男女共同参画への理解を深め、できることからお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提言を賜りました男女共同参画推進委員の皆さまをはじめ、町民アンケート等を通じて御協力いただきました町民の皆さま、関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

2026（令和8）年3月

静岡県森町長 太田 康雄

## 第1章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4. 本計画とSDGS・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 森町の概況

- 1. 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 就労・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第3章 計画が目指すもの

- 1. 将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4. 計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第4章 計画の内容

- 1. 男女共同参画社会実現に向けた意識の改革と教育の推進・・・・・・・・ 12
- 2. 安心・安全に暮らせる社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3. 誰もが活躍できる社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

## 第5章 計画の推進

- 1. 数値指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

## 参考資料

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画の趣旨

森町では、2016(平成28)年度に「森町男女共同参画計画」を策定し、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、共に参画できる社会の実現を目指してきました。

国においても、1999(平成11)年の「男女共同参画社会基本法」制定をはじめ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の成立および期間延長など、法整備とともに事業主への行動計画策定を義務づけるなど、実効性のある取組が推進されています。

近年の社会情勢に目を向けると、性別にとらわれない多様な生き方への認識が広がりを見せています。しかしその一方で、依然として残る雇用・所得格差、DVや性暴力の増加、固定的な性別役割分担意識による家庭内負担の偏り、さらには社会的孤立の深刻化など、解決すべき課題は山積しており、男女共同参画の推進はこれまで以上に重要性を増しています。

また、人々の価値観は変化し、経済的な豊かさのみならず、心身の健康や社会的なつながり、生きがいといった「ウェルビーイング(well-being)」の向上を重視する機運が高まっており、地域社会においてもそれを支える環境づくりが求められています。

こうした背景を踏まえ、森町では、性別や年齢、置かれた立場にかかわらず、誰もが多様な個性を尊重され、安心して自分らしい暮らしを営める社会の実現を目指し、ここに「第2次森町男女共同参画計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

1. この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条に規定する「市町村男女共同参画計画」です。
2. この計画は、国の「第 6 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 4 次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案して策定しています。
3. この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に規定されている「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」と位置づけます。
4. この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に規定されている「市町村基本計画（DV 防止基本計画）」と位置づけます。
5. この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第 8 条第 3 項に規定されている「市町村基本計画（困難女性支援基本計画）」と位置づけます。
6. この計画は、「森町総合計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合を図っていきます。

## 3. 計画の期間

2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの 5 年間を計画の期間とします。なお、本計画は固定的なものではなく、社会の諸情勢の変化や計画の進捗状況に応じて、常に見直しを図っていきます。

## 4. 本計画と SDGs

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）のことです。2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択され、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画では、以下の目標が特に関係しています。

 <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>	<b>すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>	<b>質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
 <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>	<b>ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児が生きるための力を身につける取組みを行う。	 <p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>	<b>働きがいも経済成長も</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
 <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>	<b>人や国の不平等をなくそう</b> 国内及び各国間の不平等を是正する。	 <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>	<b>平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任の包摂的な制度を構築する。
 <p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<b>パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。		

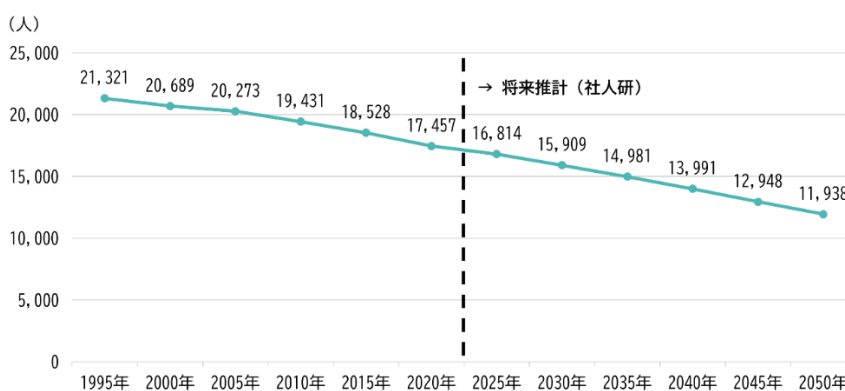
## 第2章 森町の概況

### 1.人口

#### ● 総人口

- 森町の人口は国勢調査で見ると、1995年の21,321人をピークに減少に転じています。
- 日本全体では、2008年をピークに減少に転じる中、国立社会保障人口問題研究所（以下「社人研」）の推計によると、森町の人口は、2020年以降も減少傾向が続き、2050年には約10,000人となり、ピーク時の人口から約半数にまで減少するものと見込まれます。

図表1 人口推移

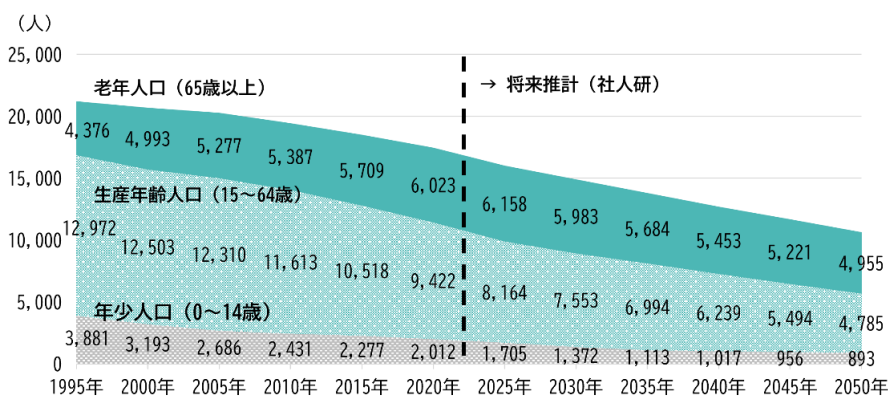


資料：2020年まで国勢調査 2025年以降は社人研推計値

### 年齢別人口

- 人口構成を年齢3区分別にみると、将来的には年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の更なる減少により、2050年には生産年齢人口と老年人口（65歳以上）の比率がほぼ同等となっていきます。（2020年では生産年齢人口1.6人で1人の老年人口を支えていたのに対し、2050年には1.0人で1人を支える見込みとなっています。）

図表2 年齢別人口

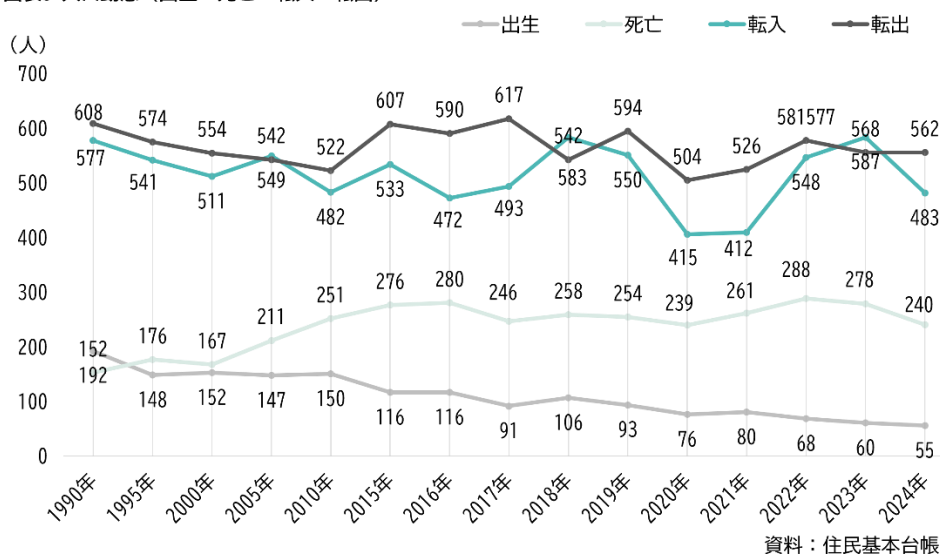


資料：2020年まで国勢調査 2025年以降は社人研推計値

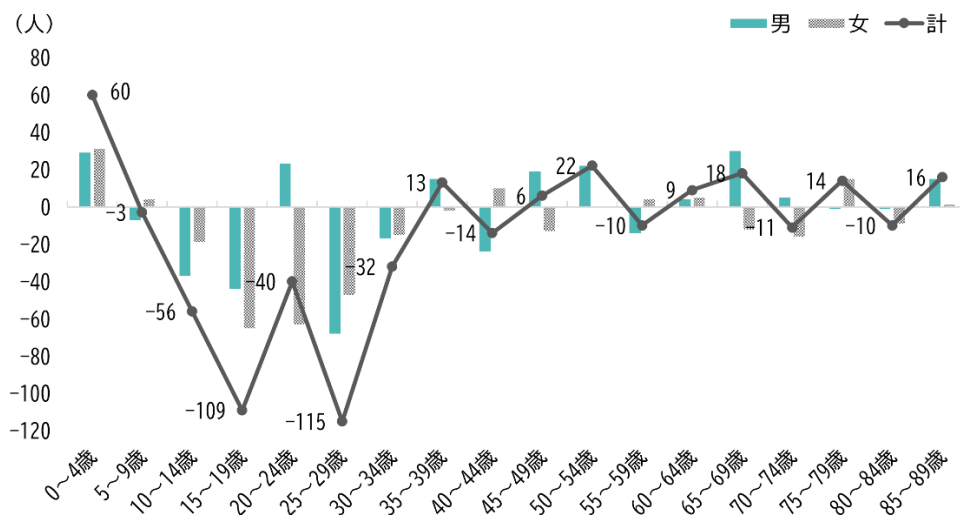
## ● 人口動態

- 出生、死亡数による自然動態をみると、1992年以降からは出生数が死亡数を下回る「自然減」が続いています。2024年の死亡数については、出生数の4倍の数となっています。
- 転入、転出数による社会動態は、2023年は5年ぶりに転入数が転出数を上回る「社会増」となるも、2024年は再び転出数が転入数を上回る「社会減」に戻っています。
- 2015～2020年の性別年齢5歳階級別に社会増減の動向をみると、就職期にあたる20代男性の転入がある一方で、10代後半から30代前半にかけての若年層においては転出超過が顕著にみられます。

図表3 人口動態（出生・死亡・転入・転出）



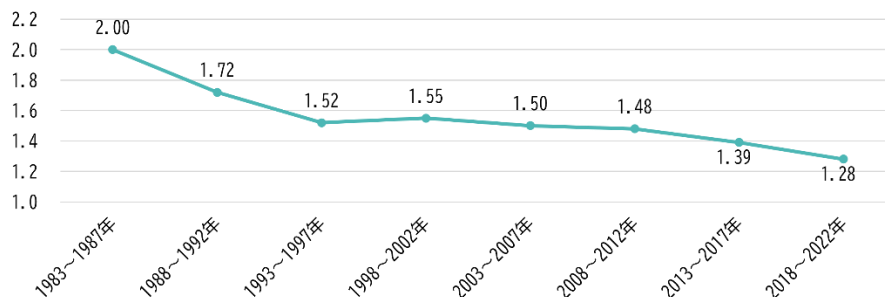
図表4 性別年齢別社会増減の状況（2015年→2020年）



## ● 出生率

- 森町の合計特殊出生率の状況を見ると、2018年～2022年は1.28となっており、1983年～1987年に比べて、0.72も数値が落ちている

図表5 合計特殊出生率の推移

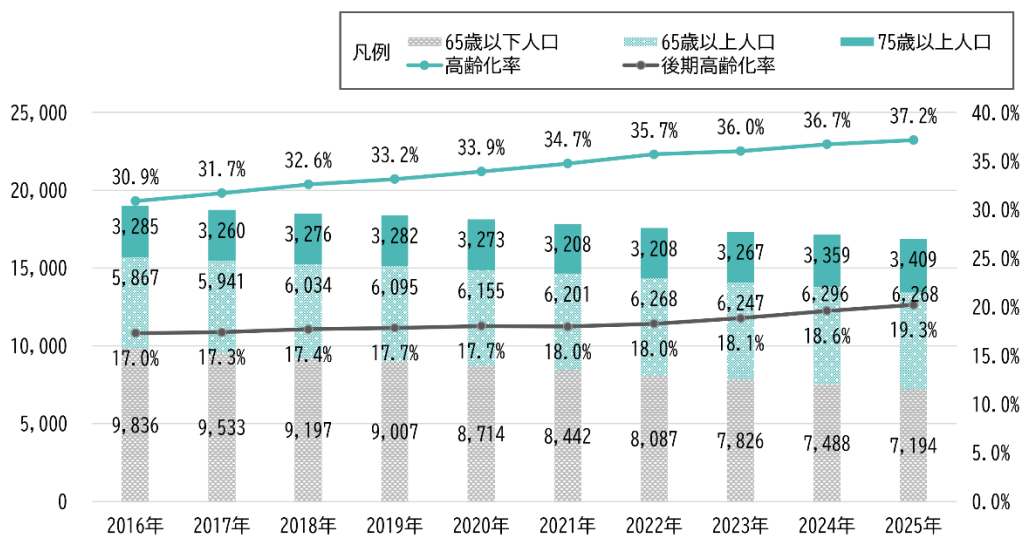


資料：厚生労働省 人口動態統計

## ● 高齢化率

- 総人口は、2016年の18,988人に対して、2025年では16,871人と約11.2%の減少となっています。
- 一方で、高齢者人口は2016年の5,867人に対して、2025年では6,268人と約6.8%の増加となっており、高齢化率も2016年の30.9%に対して2025年では37.2%と7.3ポイントの増加となっています。

図表6 高齢化人口の推移と高齢化率



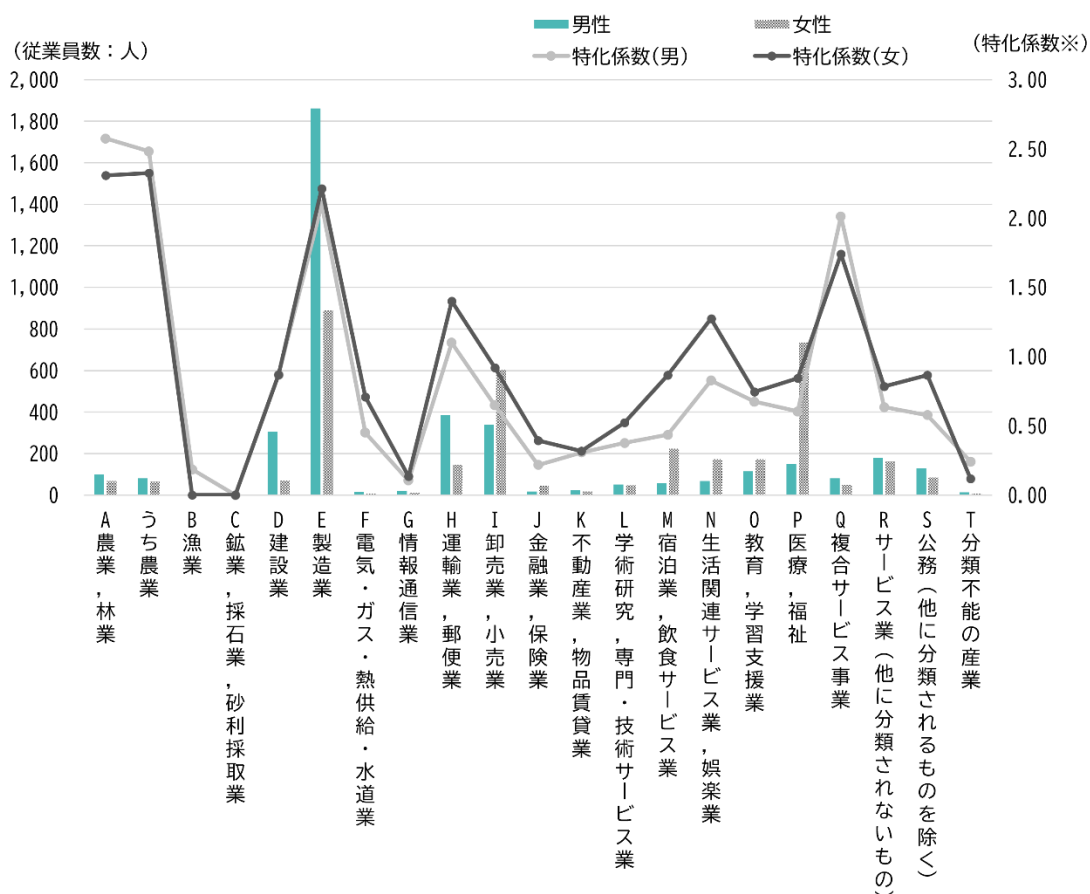
資料：住民基本台帳

## 2. 就労

### ● 性別産業分類別従業員者数および特化係数

- 製造業（E）が突出して多く、特に男性が大きい規模となっており、男女とも特化係数が1.0超で、全国に比べて製造業が多い傾向にあります。
- 建設（D）や運輸・郵便（H）も男性中心に就業者が見られ、特化係数はおおむね1前後～やや高めとなっています。
- 医療・福祉（P）や教育（O）は女性比率が高いが、規模は製造ほどではなく、特化度は概ね全国並みとなっています。
- 情報通信・金融保険・不動産・学術専門など都市型第3次産業は就業者が少なく、特化係数は全国と比べて低くなっています。

図表7 産業分類別従業員数と男女割合

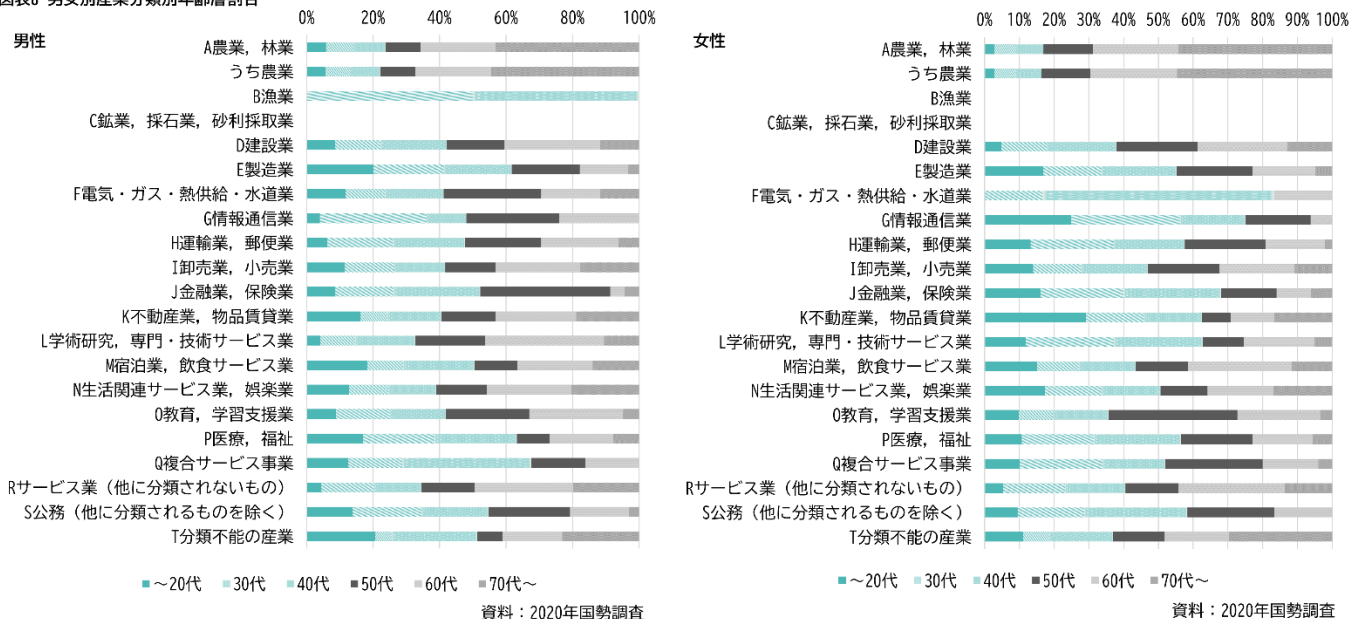


※特化係数=森町における就業割合/全国就業割合 資料: 2020年国勢調査

## ● 年齢別産業別就業人口比率

- 男性は建設・製造・運輸で40～60代の比率が高く、若年層が相対的に低いため、技能継承・人手確保が課題となっています。
- 女性は医療・福祉、宿泊・飲食、教育で30～50代が中心。60代以上の比率も比較的大きいことが分かります。
- 農林業は男女とも高齢偏重で、情報通信や学術・専門は若～中年中心だが、人数規模は小さくなっています。

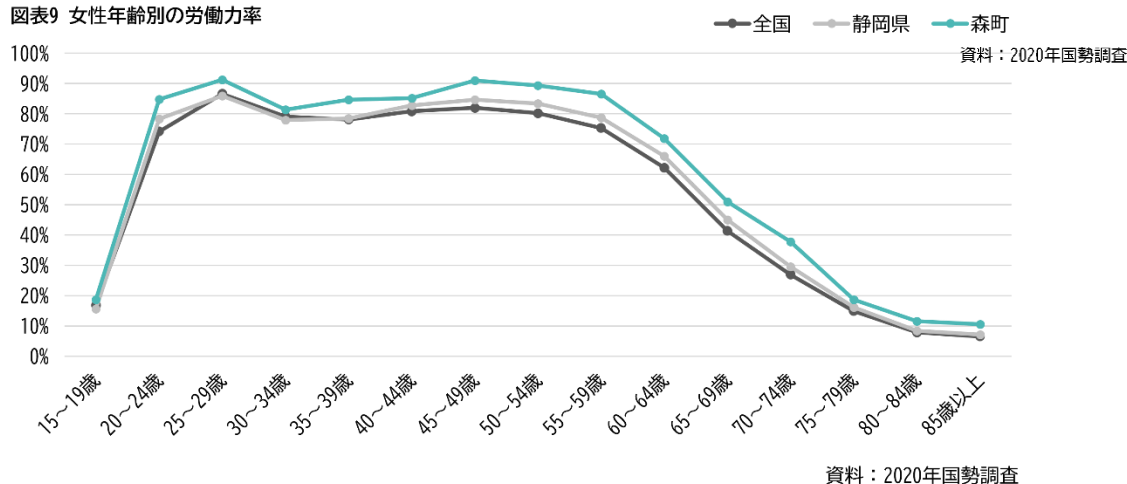
図表8 男女別産業分類別年齢層割合



## ● 女性年齢別労働力率

- 労働力率の分布は3者ほぼ共通で、20代で急上昇し40～50代前半がピークです。
- 森町の水準は概ね全国・県と同程度で、大きな乖離は見られません。
- 60代以降はいずれも低下し、70代以降は顕著に下がります。(森町も同傾向)。

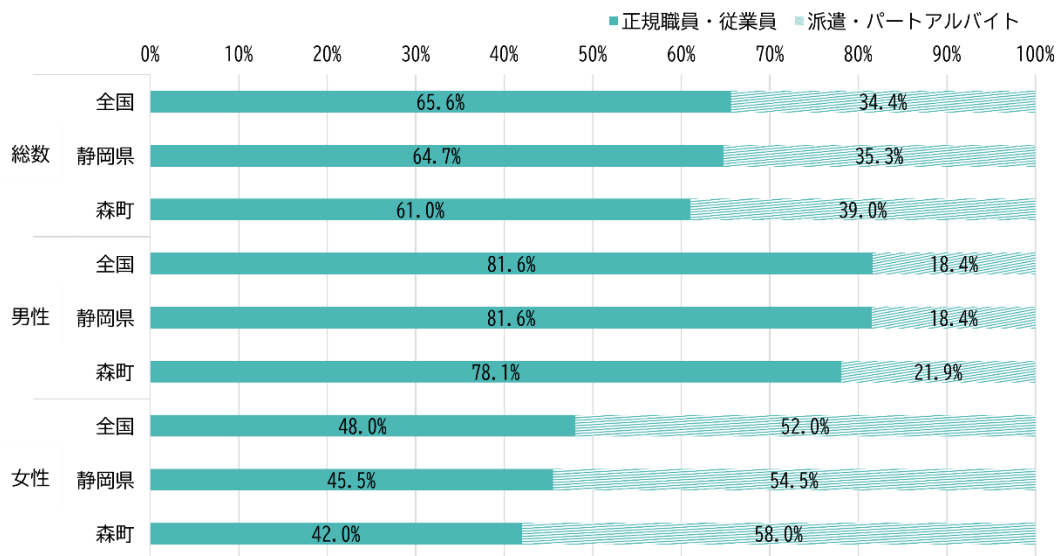
図表9 女性年齢別の労働力率



## ● 性別正規・非正規雇用の割合

- 森町は総じて非正規比率が全国・県より数ポイント高くなっています。(特に女性で差が大、約+6pt)。
- 上記の背景として、女性就業の多いサービス系での非正規比率の高さと、育児期の働き方制約が影響しているのではないかと考えられます。

図表10 性別別の正規・非正規雇用の割合



資料：2020年国勢調査

## 第3章 計画が目指すもの

### 1. 将来像

**「誰もが幸せを感じながら住み続けられるまち 森町」**

### 2. 基本理念

住民一人ひとりの人権を尊重し、男女共同参画の意識を育むことで、社会のあらゆる分野で男女が共に参画できる環境を整備します。これにより、自立した個人がその能力や個性を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

### 3. 基本方針

#### 基本方針1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革と教育の推進

男女共同参画社会の実現に向け、男女が互いに人権を尊重するための教育や学習機会を充実させ、固定観念の解消と意識改革を進めていきます。

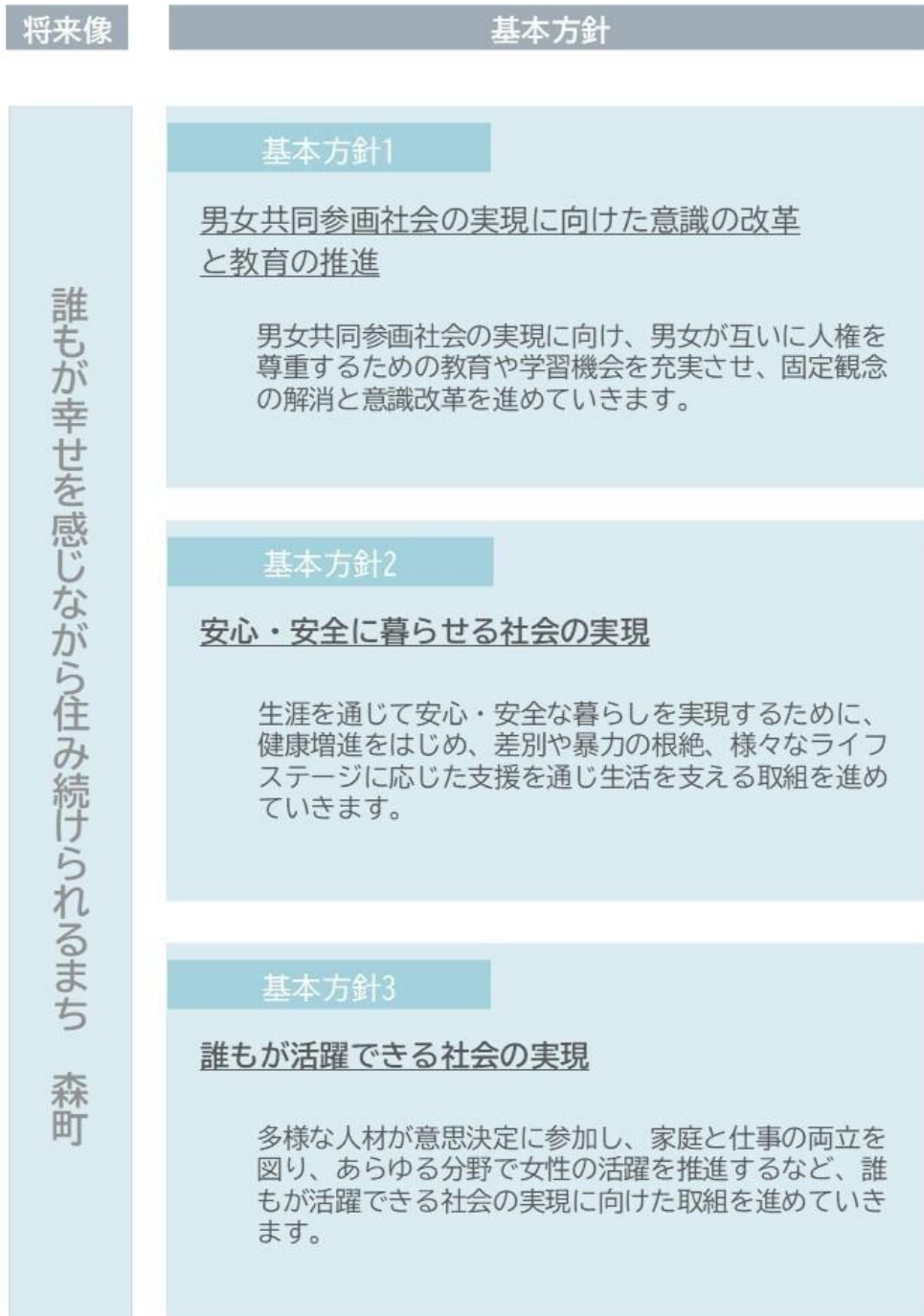
#### 基本方針2 安心・安全に暮らせる社会の実現

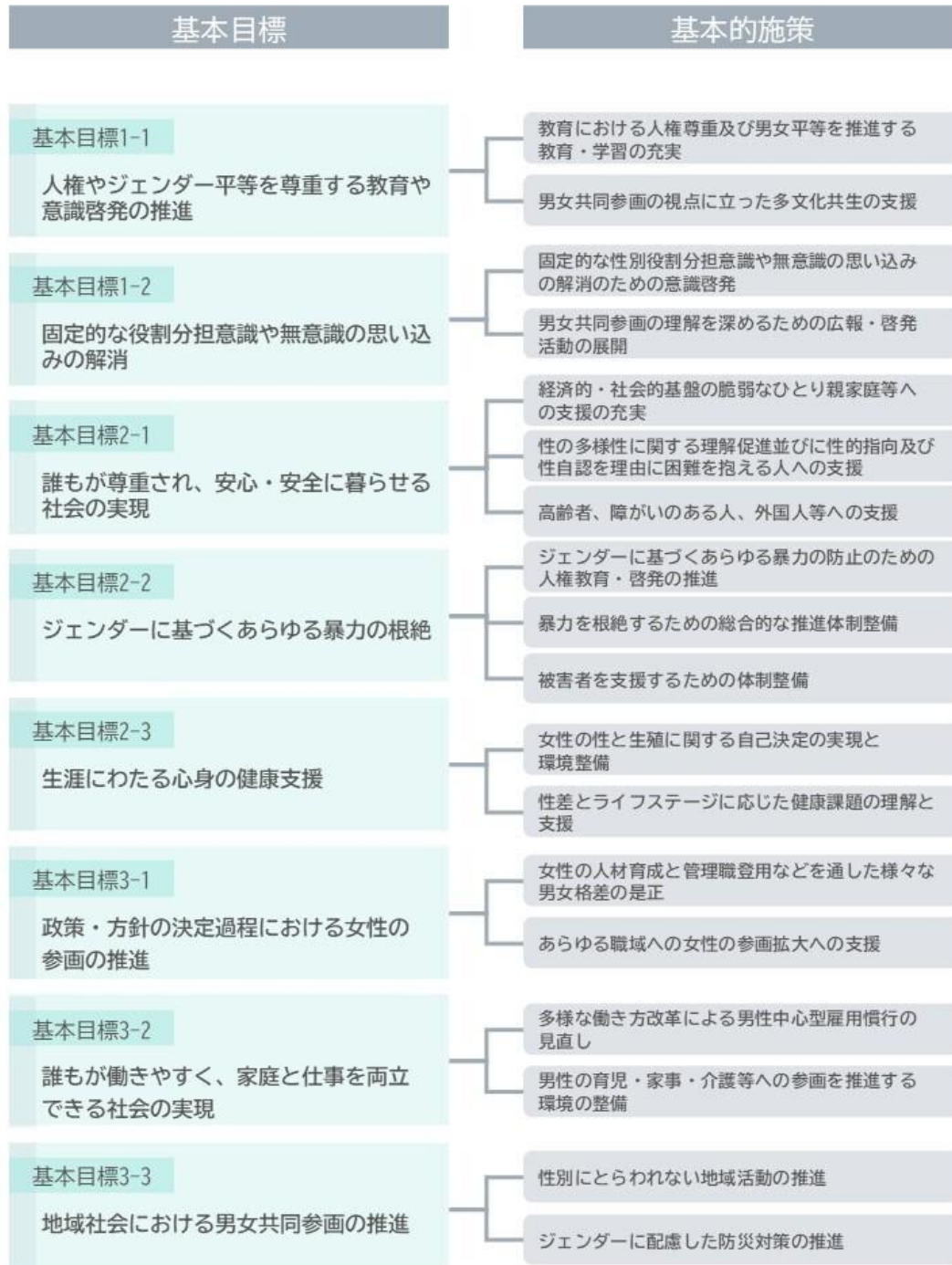
生涯を通じて安心・安全な暮らしを実現するために、健康増進をはじめ、差別や暴力の根絶、様々なライフステージに応じた支援を通じ生活を支える取組を進めていきます。

#### 基本方針3 誰もが活躍できる社会の実現

多様な人材が意思決定に参加し、家庭と仕事の両立を図り、あらゆる分野で女性の活躍を推進するなど、誰もが活躍できる社会の実現に向けた取組を進めていきます。

## 4. 計画の体系図





## 第4章 計画の内容

### 1. 男女共同参画社会実現に向けた意識の改革と教育の推進

#### 現状と課題

男女が互いの人権を尊重し、多様な価値観を理解するためには、教育や学習を通じた意識の醸成が不可欠です。しかし、本町のアンケート結果では、ジェンダーや男女共同参画に関する基本用語の認知は一定程度みられる一方、「アンコンシャス・バイアス(8.6%)」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※1(2.7%)」など、男女共同参画※2の基盤となる概念の理解は十分に浸透していません。また、「偏見解消のために重要な取組」として、63.6%が「親や教師による価値観の押し付けをなくすこと」を挙げており、学校や家庭を含む教育の場における関わり方や学びの在り方の見直しが求められています。

固定的な性別役割分担意識については、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に對し、59.8%が否定的である一方、24.2%が賛成しており、意識の差がみられます。さらに、「男女の役割が固定的に考えられていることが多い」に「当てはまる」と回答した人は52.5%で、特に女性では57.5%と高く、地域全体として性別役割意識の改善が課題となっています。

中学生アンケートにおいても、「学校で男女が平等に扱われている」と回答した生徒は63.3%である一方、「ときどき平等でない」「平等でない」と感じている生徒も一定数みられ、特に女子で不平等感が強い傾向がうかがえます。若年層の段階からジェンダー平等について学ぶ機会を充実させることが必要です。

これらの結果から、本町では、学校・地域・家庭が連携し、固定的な性別役割分担意識の解消と多様性理解の促進に向けた教育・啓発を総合的に推進していくことが求められます。

※1 性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意志が尊重され、自分らしく生きられる考え方のこと。

※2 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うこと。

## 基本目標

### 1-1 人権やジェンダー平等を尊重する教育や意識啓発の推進

基本的施策	内 容	担当課
教育の場における人権尊重及び男女平等を推進する教育・学習の充実	子どもの発達段階に応じ、個人の尊厳と男女平等の視点に立った教育学習の充実を図ります。	学校教育課 健康こども課 住民生活課 社会教育課
男女共同参画の視点に立った多文化共生の支援	男女共同参画と多文化共生を推進するため、多言語情報提供やジェンダー平等の啓発活動を実施します。相談窓口の設置、女性のエンパワーメント支援、教育・育児サポートを強化し、地域のネットワークを構築して協力体制を整えます。	総務課 社会教育課

### 1-2 固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消

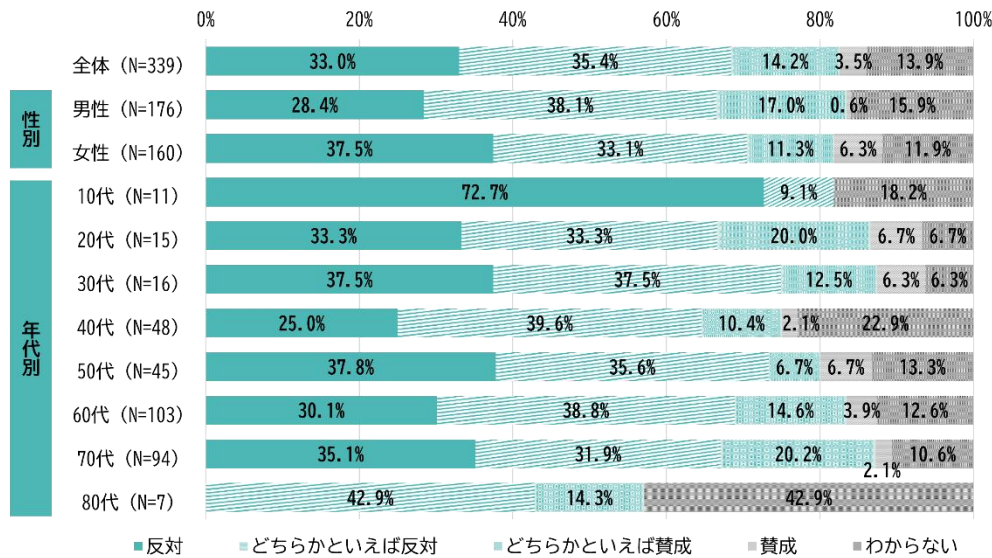
基本的施策	内 容	担当課
固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消のための意識啓発	固定的な性別役割分担の意識をなくすため、学校や職場での啓発活動を強化します。また、役割分担の固定観念を助長しないよう、講座や研修の内容を工夫します。	学校教育課 総務課 社会教育課
男女共同参画の理解を深めるための広報・普及啓発活動	すべての町民が、社会的・経済的・精神的に自立し、助け合える地域を目指し、男女協働参画に関する意識啓発と理解促進に取り組めます。	全課



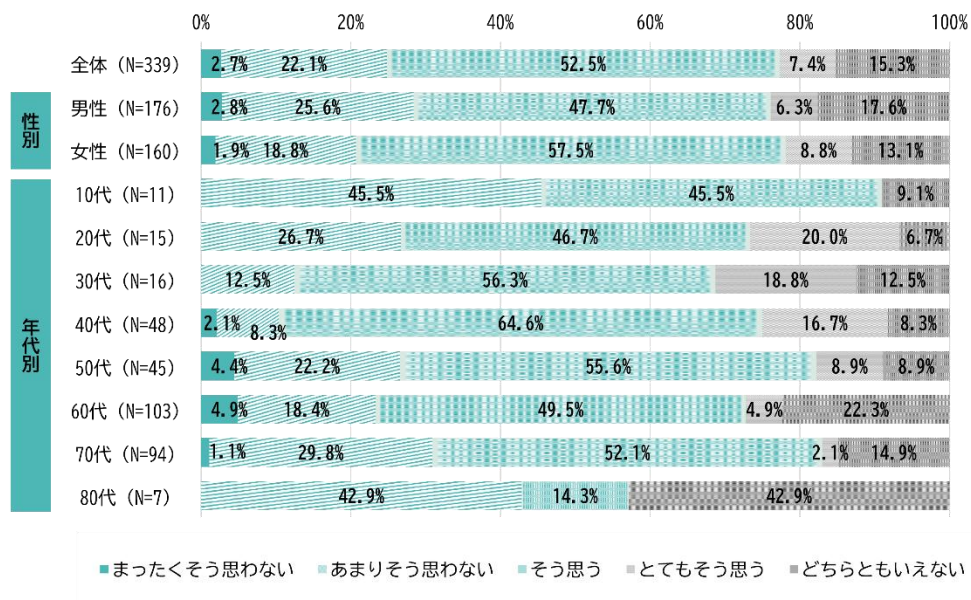
©komokomo

## 調査の結果

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」というような男女の役割を固定的に考えることについて、どう思いますか？



- 男女の役割が固定的に考えられていると感じることが多いですか？



「性別に関係なく誰もが過ごしやすい森町にしていくためのアンケート調査」より引用

## こえのもりしずおか 若者の声から見えた「性別の決めつけ」

### 若者たちの声～「男の子だから」「女の子だから」を感じる時～

静岡県と森町が共同運営する意見募集サイト「こえのもりしずおか」では、令和7年10月1日～11月30日の期間、小学生から29歳までの皆さんを対象に、まちづくりや未来についての意見を募集しました。

その中で、「『男の子だから』『女の子だから』といった性別による決めつけを感じたことはありますか?」と問いかけたところ、切実な声が寄せられました。

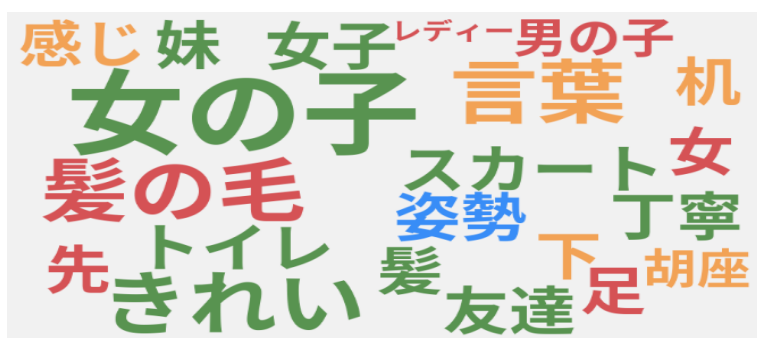
特に目立ったのは、女の子からの「行動やマナー」に関する戸惑いの声でした。

#### ■ 「女の子らしさ」への違和感

寄せられた意見の多くは、日常生活の中で無意識に向けられる「女の子らしさ」への指導に対するものでした。

- 「胡座(あぐら)をかいていたら『レディなんだから、ちゃんと座りなさい』と言われた」
- 「髪の毛をきれいにするべき、髪型を整えるべきと言われる」
- 「言葉遣いをきれいにしなさいと注意される」
- 「スカートを履くように言われる」

このように、座り方や身だしなみ、言葉遣いについて「女の子だから」という理由で注意を受けたり、友人が「男の子だから〇〇しろよ」「女の子だから〇〇しな」と言われている場面を目撃したりして、不公平さを感じている実態が浮かび上がりました。



※ワードクラウド  
ワードクラウドとは、アイデアの単語の出現頻度を文字サイズの大小で表現したチャートです。その出現頻度に応じた大きさを単語を表示することで「性別による決めつけをされた」と感じた言葉を視覚的に捉えることができます。

#### ■ 「なんで私だけ?」という疑問

また、家庭や学校での扱いの違いに、納得できないという思いを抱いている若者も少なくありません。

- 「なんで? 男子は(同じことを)やっているのに!」
- 「兄には言わないのに、なんで私だけに言うの?」
- 性別が違うというだけで、兄と妹で対応が異なったり、優先順位をつけられたりすることへの疑問や、自分なりに周囲へ配慮しているにもかかわらず、理不尽な注意を受けることへの不満の声も聞かれました。

#### ■ 私たちができること

今回のアンケートからは、大人が何気なく発した言葉が、若者たちに「性別による縛り」として受け止められている現状が見えてきました。

次世代を担う彼ら・彼女らが、性別にとらわれず自分らしく生きられる森町にするために、私たち大人がまず、自身の言葉や意識を見つめ直す必要があるのかもしれない。



©komokomo

## 2. 安心・安全に暮らせる社会の実現

### 現状と課題

誰もが尊重され、安心して生活できる社会を実現するためには、多様性への理解促進、差別や暴力の根絶、さらには災害時の配慮を含めた包括的な安全基盤の確保が必要です。

町民アンケートでは、性的マイノリティの方が生活しやすい環境を整える上で、「差別的言動の少なさ(50.7%)」「知識や理解の広まり(49.6%)」が重要な要素として挙げられており、地域全体での理解促進や差別解消が十分でないことが課題として示されています。あわせて、「学校で性の多様性を学ぶ機会が必要(33.0%)」「職場・地域団体における理解が必要(20.1%)」との回答もみられ、性の多様性の理解は個人の課題にとどまらず、教育現場、職場、地域全体で取り組むべき課題であることがうかがえます。

事業所アンケートにおいても、「性の多様性を十分理解している」は70.8%(「理解している」9.8%+「ある程度理解している」61.0%)にとどまり、「あまり理解していない」が29.3%と一定数存在しています。また、「多様性に関するポリシー・ガイドラインが明確でない」と感じる従業員は46.3%にのぼり、職場における方針の明確化や体制整備が十分に進んでいない実態が示されています。

DV・ハラスメントに関しては、「相談先がわからない」との声が多く、被害の未然防止や早期支援につなげるための相談窓口・支援体制の周知が不足していることが課題です。さらに、避難所での配慮不足など、防災におけるジェンダーや多様性への配慮についても検討の余地があり、平時・災害時を問わず、誰もが安全に過ごせる環境づくりが求められます。

以上のことから、本町では、多様性理解の促進、差別・暴力の防止、相談・支援体制の強化に加え、防災分野におけるジェンダー配慮の推進など、安心して暮らせる生活環境の整備を総合的に進めていく必要があります。

## 基本目標

### 2-1 誰もが尊重され、安心・安全に暮らせる社会の実現

基本的施策	内 容	担当課
<p>経済的・社会的基盤の脆弱なひとり親家庭等への支援の充実</p>	<p>ひとり親家庭の孤立を防ぎ、相談や給付等の支援を充実させます。ヤングケアラーの権利保護を図り、福祉や教育の観点から包括的な支援を行い、子どもが安心して成長できる環境を整えます。</p>	<p>健康こども課 福祉課 学校教育課</p>
<p>性の多様性に関する理解促進並びに性的指向及び性自認を理由に困難を抱える人への支援</p>	<p>性の多様性に関する理解を深めるため、研修を実施し、行政手続きや慣行の見直しを行います。無理解や偏見、差別がもたらす生きづらさを解消することを目指し、性的指向や性自認を理由に困難を抱える人々への支援を強化します。</p>	<p>健康こども課 福祉課 社会教育課</p>
<p>高齢者、障がいのある人、外国人等への支援</p>	<p>年齢、障がい、国籍、家族構成に関わらず、地域で自立し安定した生活を送れるよう支援し、誰もが安全で幸せな人生を送れる社会を目指します。高齢者等への見守りを継続し、必要な支援を迅速に提供する体制を強化し、更に外国人が安心して暮らせる環境を整え、多文化共生社会実現を目指します。</p>	<p>福祉課 総務課 社会教育課</p>

## 2-2 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

(DV防止法・困難女性支援法)

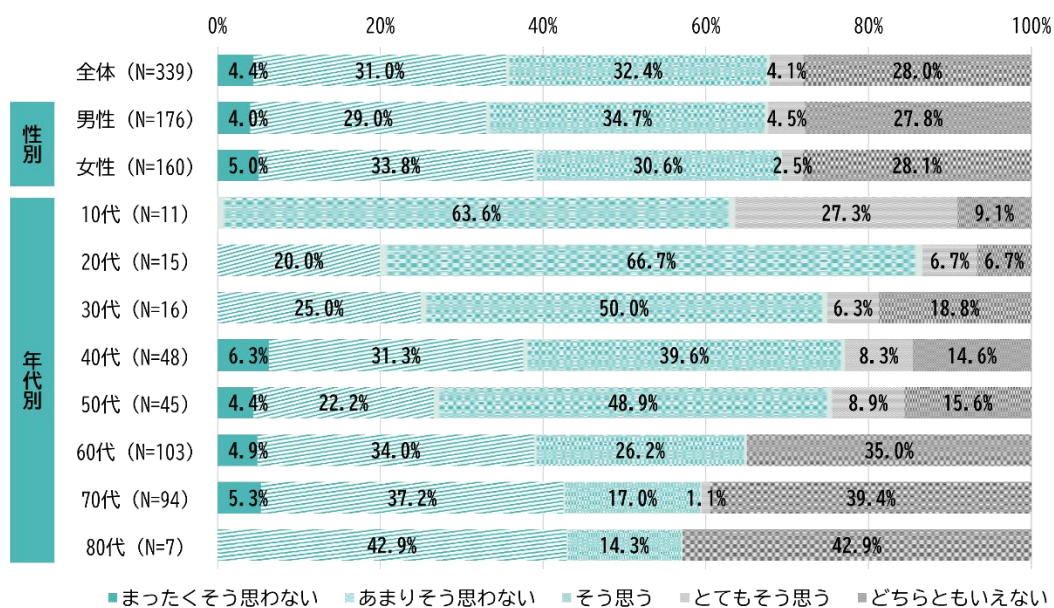
基本的施策	内 容	担当課
ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止のための人権教育・啓発の推進	暴力や虐待を重大な人権侵害と認識し、それを許さない社会を推進します。若年期からのDV防止教育を強化し、互いを尊重する意識を育てます。また、ジェンダーに基づく暴力の防止に向けて、研修と啓発を進めます。	健康こども課 社会教育課
暴力を根絶するための総合的な推進体制整備	DVや性犯罪、ストーカーなどの性に関わる暴力を根絶するため、意識づくりを推進します。若年層にはデートDVや性犯罪防止の啓発を行い、相談機関の紹介を強化します。	健康こども課 学校教育課 社会教育課
被害者を支援するための体制整備	男女それぞれの問題に対する相談窓口を周知し、支援機能を充実させます。関係機関と連携し、被害者の自立支援体制を強化。ジェンダーに基づく暴力防止と被害者支援を推進し、安全な社会を目指します。	健康こども課 社会教育課

## 2-3 生涯にわたる心身の健康支援

基本的施策	内 容	担当課
女性の性と生殖に関する自己決定の実現と環境整備	リプロダクティブ・ヘルス／ライツやプレコンセプションケアの考え方を広め、正しい性知識を提供することで、女性の健康を支援します。また、児童生徒に対して性教育を進め、心とからだの変化を理解できるようにし、「性と生殖に関する健康と権利」を普及させるよう努めます。	健康こども課 学校教育課 社会教育課
性差とライフステージに応じた健康課題の理解と支援	男女がお互いの性差に応じた健康理解を深め、正確な知識を得て主体的に行動できるよう、健康診断受診率の向上と相談体制の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある方の生きがいや健康を支えるため、社会参加の機会を提供し、介護予防と健康づくりを推進します。	健康こども課 福祉課 社会教育課

## 調査の結果

○ あなたの周りでは、性被害やセクハラを許容しない環境になっていると思いますか？



「性別に関係なく誰もが過ごしやすい森町にしていくためのアンケート調査」より引用

### 3. 誰もが活躍できる社会の実現

#### 現状と課題

すべての人が意思決定に参画し、家庭と仕事を両立しながら能力を発揮できる環境を整えることは、誰もが活躍できる社会の実現に不可欠です。しかし、事業所アンケートでは、研修・教育機会が「男女平等に提供されている」と感じている人は21.9%にとどまり、63.4%が「どちらともいえない」と回答するなど、職場における機会の公平性が十分に共有されているとは言い難い状況です。

また、昇進・採用・評価の公平性について「性別に関係なく公平」と回答したのは12.2%にとどまり、「影響がある」とする回答が33.2%みられました。性別による役割期待が、職場の意思決定や評価に影響している可能性がうかがえます。

育児・介護休暇については、「男女とも取得しやすい」が53.7%である一方、「女性は取得しやすいが男性は取得しにくい」が24.4%となっており、男性の家庭参画が進みにくい実態がみられます。

地域活動における男女の地位についても、「平等」と感じる人は33.0%にとどまり、「男性のほうが優遇されている」が31.2%となるなど、性別による役割の固定が残っていることが示されています。女性の地域参画を進めるために必要な要因としては、「家事・育児負担の軽減(66.1%)」「女性の参加増(36.3%)」「情報共有の充実(24.8%)」が挙げられており、家庭・地域・職場が連携し、参画しやすい条件整備を進めていく必要があります。

以上のことから、本町では、職場・地域・家庭・行政が連携し、性別にかかわらず多様な人材が意思決定に参画し、活躍できる環境整備を総合的に推進していくことが求められます。



## 基本目標

### 3-1 政策・方針の決定過程における女性の参画の推進（女性活躍推進法）

基本的施策	内容	担当課
女性の人材育成と管理職登用などを通じた様々な男女格差の是正	町では「森町特定事業主行動計画」に基づき、管理職への女性登用を推進し、事業者や各種団体、町の審議会等に対して、方針決定やその過程における女性参画を促進します。	全課
あらゆる職域への女性の参画拡大への支援	男女共同参画社会の理解を広めるため、事業所訪問を実施し、男女共同参画に向けた先進的な取組を行う事業所をPRします。	産業政策課 社会教育課

### 3-2 誰もが働きやすく、家庭と仕事を両立できる社会の実現（女性活躍推進法）

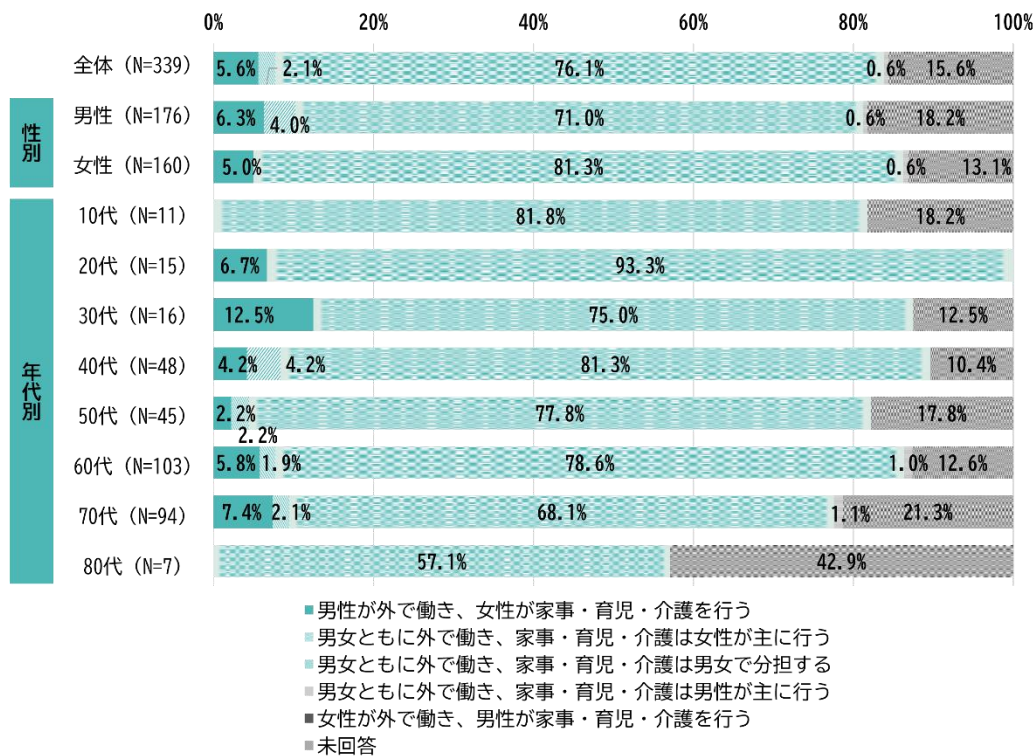
基本的施策	内容	担当課
多様な働き方による男性中心型雇用慣行の見直し	男女共に働きやすいワークライフバランスを促進するため、事業所と連携し先進事例を提供。町職員もワークライフバランスが事務効率化や男性の家事・育児・介護参画につながることを認識し、実践を啓発します。	総務課 産業政策課 社会教育課
男性の育児・家事・介護等への参画を推進する環境の整備	男性が家事・育児・介護に理解を深め、参画しやすい環境を整えるため、情報提供や男性向け講座開催を通じて意識啓発を図ります。	健康こども課 社会教育課

### 3-3 地域社会における男女共同参画の推進

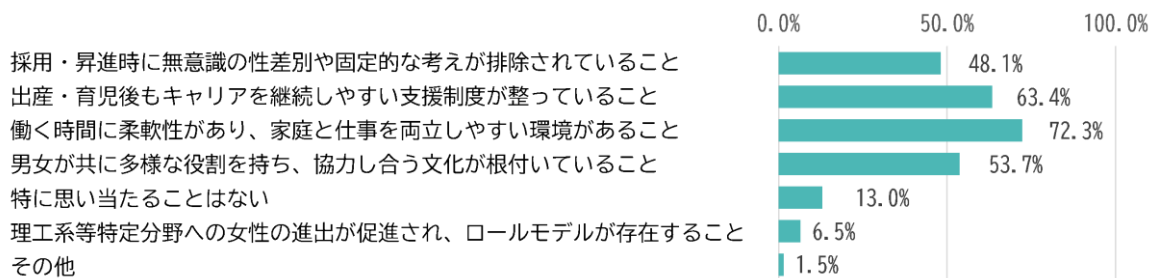
基本的施策	内容	担当課
性別にとらわれない地域活動の推進	男女が共同で取り組む地域づくりを促進するため、町内外の事例紹介や補助金交付を通じて、地域での町づくり活動を支援します。	社会教育課
ジェンダーに配慮した防災対策の推進	災害時の性別による影響や配慮の必要性を学ぶ機会を提供し、多様な視点からの防災活動の重要性を啓発します。また、避難所運営において性別や年齢のニーズに配慮できるよう体制を整備し、備蓄品を確保します。	危機管理課

## 調査の結果

○ 仕事、家事、育児、介護について男女がどのように関わるべきだと思いますか？



○ 男女関係なく平等に雇用されるために重要だと思うことは何ですか？



「性別に関係なく誰もが過ごしやすい森町にしていくためのアンケート調査」より引用

## 第5章 計画の推進

### 1. 数値目標の設定による推進

基本方針	指 標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革と教育の推進	「男は仕事、女は家事・育児」という固定的役割分担に反対する割合 (住民アンケートにおいて、反対と答えた人の割合)	68.4%	90.0%
	中学校における「男女共同参画社会」という用語の認知度 (中学生アンケートにおける「男女共同参画社会」という言葉を知っている割合)	39.4%	70.0%
	男性の家事・育児関連時間 (職員アンケートにおいて、家事3時間以上、育児2時間以上と答えた人の割合)	家事 3時間以上 15.9%	家事 3時間以上 25.0%
		育児 2時間以上 35.4%	育児： 2時間以上 50.0%
安心・安全に暮らせる社会の実現	離婚届の「養育費分担取り決め有り」のチェック	現状値なし	70.0%
	精神的な暴力をDVとして認識している人の割合（住民アンケートにおいて、「交友関係や外出を制限される」行為をされた場合に暴力として認識している人の割合）	38.3%	50.0%
	乳がん検診受診率 子宮頸がん検診受診率	乳がん 26.6% 子宮頸がん 18.2%	乳がん 50.0% 子宮頸がん 30.0%
誰もが活躍できる社会の実現	町職員の管理職（行政職）の女性割合	18.2%	40.0%
	町職員の男性の育児休業の取得率	33.3%	85.0%
	農業委員の女性の割合	22.2%	30.0%
	町内会長の女性の割合	1.4%	5.0%
	防災会議の委員に占める女性の割合	9.5%	10.0%

## 2. 計画の推進体制

- 庁内における推進体制の充実

男女共同参画社会の実現は、教育、職場、家庭、地域の分野からの取組が必要であるため、全庁内の連携を強化して施策の展開を図ります。また、すべての職員が男女共同参画の形成を目指すという共通認識をもち、その実現に向けて率先して行動できるように、更に意識を改革し啓発や情報共有に積極的に取組みます。

- 推進組織の設置

「森町男女共同参画推進委員会」において、計画の推進状況の点検や評価を行うなど、男女共同参画の推進に関する事項について調整や管理を行います。

- 町民及び関係団体との連携

町民・諸団体・各事業所等の理解と協調のもと、積極的に連携を図っていきます。

- 国・県・関係機関等との連携

国や県と連携し、計画に掲げられた施策を推進します。また、近隣市町とも取組について情報の収集や交換を行い、相互の連携・協力を図っていきます。

## 3. 計画の進行管理

計画の実効性を高めるため、計画の進捗状況を把握すると同時に、必要に応じて実施計画の内容を検証し、修正・補完を行っていきます。

## 参考資料

### 用語解説

番号	用語	意味
1	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うこと。
2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意志が尊重され、自分らしく生きられる考え方のこと。
3	プレコンセプションケア	将来の妊娠・出産を視野に入れ、男女が自分たちの健康状態や生活習慣と向き合い、心身ともに健康な状態を整えるための妊娠前からの健康管理のこと。
4	ジェンダー	ジェンダーは、生まれつきの生物学的な性別(セックス)とは異なり、社会的・文化的な影響を受けて作られたものです。この概念は、「良い悪い」の価値を直接含むものではなく、国際的に広く使われている。
5	UN Woman	女性の権利の促進とジェンダー平等の実現を目指す国連の機関で、政策提言やプログラムを通じ、女性の社会的、経済的、政治的地位の向上を支援している。
6	LGBTQ+	LGBTQ+は、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシャル(B)、トランスジェンダー(T)、クィアまたはクエスチョニング(Q)などを指す頭字語です。これらは、異なる性的指向や性自認を表す。
7	性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。  (内閣府 第5次男女共同参画基本計画 用語解説より一部引用)
8	性自認	自分の性を自分でどう思うか、自分が認識している性別のこと。  (内閣府 第5次男女共同参画基本計画 用語解説より一部引用)

## 策定の過程

時期		内容
令和7年	5月	実施状況等の進捗確認 第2次男女共同参画計画案（計画のテーマ案）の策定 意識調査アンケート素案の策定
	6月30日	第1回森町男女共同参画庁内検討部会 ・意識調査アンケート内容の検討
	7月25日	第1回森町男女共同参画推進委員会 ・意識調査アンケート内容の検討
	8月8日～9月5日	意識調査アンケートの実施
	9月	意識調査アンケート結果とりまとめ 第2次男女共同参画計画案（施策方針案）の策定
	10月1日～11月30日	こえのもりしずおか実施
	10月7日	第2回森町男女共同参画庁内検討部会 ・意識調査アンケート結果の報告 ・施策方針案の検討
	11月7日	第2回森町男女共同参画推進委員会 ・施策方針案/目標数値の検討 男女共同参画の講演会
	12月8日	第3回森町男女共同参画庁内検討部会 ・第2次男女共同参画計画素案の確認・検討
令和8年	1月	こえのもりしずおかアンケート結果とりまとめ
	1月23日～2月3日	パブリックコメント
	2月5日	第3回森町男女共同参画推進委員会 ・第2次男女共同参画計画案の最終確認
	3月	第2次男女共同参画計画の策定完了

## 森町男女共同参画推進委員会 委員名簿

No	所 属	氏 名
1	学識経験者	山本 玲子
2	民生(児童)委員	山下 みさ子
3	社会教育委員	小倉 崇代
4	町内会長	中島 信彦
5	町内企業	高木 佳寿子
6	町内事業所	多田 恵子
7	森町エコグループ	甚沢 敦子
8	町PTA連絡会	河口 誉
9	小中学校指導主事	池谷 仁
10	森町商工会	宮崎 隆昭

任期（令和7年4月1日～令和9年3月31日）